

令和4年度 各会計決算見込額一覧表

(単位:千円)

会 計 名		歳 入 A	歳 出 B	差 引 A-B C	繰り越す べき財源 D	実質収支額 C-D E	前年度実質 収支額 F
一 般 会 計		75,227,324	72,817,320	2,410,004	119,631	2,290,373	2,084,841
特 別 会 計	国民健康保険事業	15,302,789	15,172,960	129,829	0	129,829	367,702
	後期高齢者医療事業	2,416,660	2,345,557	71,103	0	71,103	44,856
	介護保険事業	9,186	9,186	0	0	0	—
	公共用地先行取得事業	99,401	99,401	0	0	0	0
	小 計	17,828,036	17,627,104	200,932	0	200,932	412,558
合 計		93,055,360	90,444,424	2,610,936	119,631	2,491,305	2,497,399

会 計 名	収 入 A	支 出 B	当年度損益勘定 留保資金 C	差引 A-B+C D
水道事業会計	3,618,503	4,161,361	773,055	230,197
下水道事業会計	5,602,984	6,304,419	1,077,143	375,708

行政会議資料

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

非自発的失業者に係る国民健康保険料の賦課額について、その対象者等を把握する際に、雇用保険受給資格通知を用いることを可能とする取扱いが国から示されました。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日付けで公布され、この法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和 5 年 7 月 20 日付けで公布されたことにより、国民健康保険料の減額賦課に関する基準が改められました。

つきましては、守口市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

- (1) 特例対象被保険者等に係る届出について、特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主が提示を求められた場合において、提示しなければならないものとして、特例対象被保険者等の雇用保険受給資格通知を追加します。

【第 1 条関係】

- (2) 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」といいます。）がある場合の国民健康保険料の減額を定めます。

【第 2 条関係】

① 減額の概要

出産被保険者がある場合において、当該出産被保険者に係る保険料の所得割及び均等割を減額します。

（参考）国民健康保険料は、次の 3 つの方式により計算されます。

所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
均等割	世帯の被保険者数に応じて計算
平等割	1 世帯にいくらかと計算

このうち、今回の条例改正により、減額されるのは、所得割及び均等割

② 減額される期間

出産予定日又は出産日の前月（多胎妊娠の場合は、3 か月前）（以下「出産予定月」という。）から、出産予定月の翌々月まで国民健康保険料を減額します。

なお、出産被保険者の保険料の減額措置の施行期日は、令和 6 年 1 月 1 日のため、令和 6 年 1 月以降に減額対象期間がかかる場合に減額の対象となります。具体的には、令和 5 年 11 月以降に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者から対象となります。

※「出産」とは、妊娠 85 日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象。

■減額対象期間

	3 か月前	2 か月前	1 か月前		1 か月後	2 か月後	3 か月後
単胎の場合				出産予定月			
多胎の場合				出産予定月			

③ 出産被保険者に関する届出

出産被保険者の保険料の減額を受けるためには、出産被保険者の属する世帯の世帯主からの届出が必要です。届出は、出産予定日の 6 か月前から行うことができます。なお、市が届出に必要な事項の確認ができる場合、届出を省略することができます。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

令和5年9月定例会提出予定の条例案について

【概要】

くすのき広域連合の解散に伴い、令和6年度から市単独で介護保険事業を実施するに当たり、必要となる次の条例について新規制定及び一部改正を行うものです。

【1. 附属機関関係】

1) 守口市地域密着型サービス等運営委員会条例案（新規制定）

〔概要〕 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため、介護保険法に基づき、当該委員会を設置するものです。

〔施行期日〕 公布の日

2) 守口市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例案（新規制定）

〔概要〕 介護認定に係る審査判定業務を行う介護認定審査会は本市が運営することになることから、介護保険法、同法施行令の規定に基づき、定数等を定めるものです。

〔施行期日〕 公布の日

〔任期の特例〕 この条例の施行の日以後最初に任命される認定審査会の委員の任期は、2年2か月とします。

【2. 基準関係】

3) 守口市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案（新規制定）

4) 守口市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案（新規制定）

〔概要〕 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。いわゆる第1次一括法）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）による介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等（いわゆる指定基準）について、指定権者（都道府県、市町村）が独自に条例で定めることとなったため、くすのき広域連合では、所管の基準条例を制定し、運営してきました。今回、広域連合が解散となることから、本市においてもくすのき広域連合と同様の基準条例を制定するものです。

〔施行期日〕 令和6年4月1日

5) 守口市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案（新規制定）

〔概要〕 介護保険法の改正により、平成30年4月以降、都道府県所管の居宅介護支援事業所の指定・指導権限が市町村に移行されたことに伴い、くすのき広域連合では、当該基準条例を制定し、運営してきました。今回、広域連合が解散となることから、本市においてもくすのき広域連合と同様の基準条例を制定するものです。

〔施行期日〕 令和6年4月1日

6) 守口市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案（新規制定）

7) 守口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案（新規制定）

〔概要〕 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。いわゆる第3次一括法）による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び指定介護予防支援（要支援認定者のケアプラン作成等）に関する基準を市町村の条例で定めることとされ、くすのき広域連合では、当該基準条例を制定し、運営してきました。今回、広域連合が解散となることから、本市においてもくすのき広域連合と同様の基準条例を制定するものです。

〔施行期日〕 令和6年4月1日

【3. その他】

8) 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案（一部改正）

〔概要〕 2)の市介護認定審査会委員の報酬を新たに規定するものです。

〔内容〕 認定審査会会長及び合議体の長等 19,000円、委員 18,500円

〔施行期日〕 公布の日

9) 守口市手数料条例の一部を改正する条例案（一部改正）

〔概要〕 上記3)～6)までの基準条例に基づく指定に係る審査手数料を規定するもので、本市が行うこととなる各事業者からの指定申請書類の審査に係る手数料を定めるものです。（金額はくすのき広域連合と同額）

〔内容〕

サービス	種類	手数料額
①地域密着型サービス ②地域密着型介護予防サービス	新規	30,000円
③居宅介護支援 ④介護予防支援 ⑤介護予防・日常生活支援総合事業	更新	10,000円

※一部、2件同時に申請すると2件合わせて、手数料が新規35,000円、更新10,000円となる場合があります。

〔施行期日〕 公布の日

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

都市整備部

改正主旨

- 高齢者、障がい者等の移動の円滑化を図り、鉄道利用者の利便性を向上させるため、地下鉄守口駅北側(守口駅自転車駐車場)に2基目のエレベーターを大阪市高速電気軌道株式会社(大阪メトロ)が設置する。
- その実現に伴い、守口駅自転車駐車場を旧中央コミュニティセンター跡地に移転させるため条例を改正

概要図



改正内容

第2条(名称、位置及び構造)

	名称	位置	構造
改正前	守口駅自転車駐車場	守口市京阪本通2丁目48番地	略
改正後	守口駅自転車駐車場	守口市京阪本通2丁目52番地の1	略

(施行日)

令和6年4月1日

(経過措置)

施行日前に既に定期使用の承認を受けている者等に対しては、継続扱い

1 歳入歳出予算の補正

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳					備考
						国庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
東部エリアコミュニティセンター よつば未来体育室空調設置等事業	総務費	総務管理費	コミュニティ センター費	委託料	3,400			3,400		0	
				工事請負費	13,200			13,200		0	
				計	16,600	0	0	16,600	0	0	
国民健康保険事業費繰出事業	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	繰出金	8,123	761	380			6,982	・国民健康保険基盤安 定負担金
介護保険事業費繰出事業	民生費	社会福祉費	老人福祉費	繰出金	1,183					1,183	
新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業	衛生費	保健衛生費	予防費	報酬	2,610	2,610				0	・新型コロナウイルス ワクチン接種体制確保 事業費国庫補助金
				職員手当等	590	590				0	
				旅費	227	227				0	
				需用費	728	728				0	
				役務費	9,000	9,000				0	
				計	13,155	13,155	0	0	0	0	
守口駅自転車駐車場移設工事	土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう総 務費	工事請負費	15,000					15,000	
水路土留改良工事	土木費	都市計画費	都市下排水路費	工事請負費	18,177			13,600		4,577	
出会いの広場撤去事業	土木費	都市計画費	公園築造費	委託料	▲ 7,200			▲ 6,500		▲ 700	
				工事請負費	▲ 124,000			▲ 111,600		▲ 12,400	
				計	▲ 131,200	0	0	▲ 118,100	0	▲ 13,100	
合 計					▲ 58,962	13,916	380	▲ 87,900	0	14,642	

歳 入	事業名等	款	項	目	補正額	備考
	普通交付税	地方交付税	地方交付税	地方交付税	63,949	
	臨時財政対策債	市債	市債	臨時財政対策債	▲ 49,307	
合 計					14,642	

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補 正 前 の 額	70,267,540 千円
補 正 額	▲ 58,962 千円
補 正 後 の 額	70,208,578 千円

2 債務負担行為の補正
(追加)

(単位：千円)

事項	期限	限度額
東部エリアコミュニティセンターよつば未来 体育室空調設置等工事監理業務委託事業	令和6年度	1,600
東部エリアコミュニティセンターよつば未来 体 育 室 空 調 設 置 等 工 事	令和6年度	19,800
守口市公園施設等包括管理業務委託事業	令和10年度	788,706
出会いの広場撤去工事監理業務委託事業	令和6年度	7,200
出 会 い の 広 場 撤 去 工 事	令和6年度	144,000
守口小学校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借事業	令和8年度	874,720

3 地方債の補正
(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
地区コミュニティセンター整備事業費債	207,800	→	224,400 (+16,600)
雨水関連施設整備事業費債	37,500	→	51,100 (+13,600)
公共施設等除却特例債	209,900	→	91,800 (▲118,100)
臨 時 財 政 対 策 債	380,000	→	330,693 (▲49,307)

令和 5 年度守口市特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）について**1 補正予算額**

6,600 千円（補正予算後の予算総額：14,723,374 千円）

2 補正予算の内容**（1）出産した被保険者等に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置に係る国民健康保険システムの改修に伴う委託料の補正**

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日付けで公布され、この法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和 5 年 7 月 20 日付けで公布されたことにより、国民健康保険料の減額賦課に関する基準が改められました。

つきましては、国民健康保険システムの改修が必要となったことから、国民健康保険システムの改修に伴う委託料を補正するものです。

◎ 内訳**【 歳出 】**

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）一般管理費
6,600 千円

【 歳入 】

（款）繰入金 （項）繰入金 （目）一般会計繰入金
6,600 千円

（2）出産した被保険者等に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置に係る補正

上記法令等の改正により、出産した被保険者等に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額について、減額措置が行われることとなりました。

つきましては、国民健康保険料について、減額措置の見込額分を減額補正するものです。

また、当該減額措置により減額した額については、市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないものとなりました（負担割合は国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4）。

つきましては、国民健康保険料の減額措置の見込額分と同額を補正するものです。

◎ 内訳

【 歳入 】

(款) 国民健康保険料 (項) 国民健康保険料

(目) 一般被保険者国民健康保険料

△1,523 千円

(款) 繰入金 (項) 繰入金 (目) 一般会計繰入金

1,523 千円

令和5年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について

1. 補正理由

令和6年3月末でくすのき広域連合を解散し、同年4月1日から市単独で介護保険事業を実施するにあたって、地域密着型サービス等事業者の指定に係る地域密着型サービス等運営委員会や市単独後の円滑な介護認定業務の実施のために介護認定審査会を令和5年度中に開催する必要があります。

このため、令和5年9月市議会定例会に令和5年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を提出するものです。

2. 予算内容

●歳入予算の補正

（款）繰入金（項）一般会計繰入金（目）その他一般会計繰入

（節）事務費繰入金

予算額：1,183 千円

●歳出予算の補正

（1）地域密着型サービス等運営委員会運営事業

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（節）報酬（細節）非常勤職員報酬

予算額：67 千円

（2）介護認定審査会運営事業

（款）総務費（項）介護認定審査会費（目）介護認定審査会費

（節）報酬（細節）非常勤職員報酬

予算額：1,116 千円

総合窓口課の受付時間の見直しについて

総合窓口課の受付時間を次のとおり見直します。

●見直し内容

- ・毎週金曜の受付時間（20 時）を 17 時 30 分に見直し
※ただし、繁忙期には、金曜の受付時間を臨時的に延長
- ・毎週日曜開庁を隔週に見直し

【現行】

月～木曜日：9 時～17 時 30 分
金曜日：9 時～20 時
日曜日：9 時～13 時



【見直し後】

月～金曜日：9 時～17 時 30 分
第 2・第 4 日曜日：9 時～13 時

●実施時期

令和 6 年 1 月 4 日（木）から

趣旨

- ・行政 DX のさらなる推進（オンライン&コンビニ交付の利用促進）
→市民の利便性の向上（市役所に来なくても証明書等を発行可能）
- ・職員の働き方改革（時間外勤務の縮減）

背景

- ・マイナンバーカードの普及（R 5. 7 月末時点 73.3%）
- ・コンビニ交付実績の増加
（利用割合：令和 2 年度 5.3%、令和 3 年度 9.8%、令和 4 年度 14.9%）
- ・時間外受付の利用状況（異動窓口：金曜夜間 1 日約 10 件、日曜約 15 件）
（証明発行：金曜夜間 1 日約 15 件、日曜約 25 件）

今後の取組み

- ・受付時間見直しの集中的な周知
→広報 11 月号、12 月号、1 月号掲載
→ホームページ、SNS を活用し継続的に周知
- ・コンビニ交付やオンライン交付に係る積極的な広報
→広報にトピックス記事を掲載
→戸別チラシの配布
→ホームページ、SNS を活用し継続的に周知
- ・マイナンバーカードのさらなる普及
→8 月から新たに自宅訪問申請を開始